

## 平成27年第1回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成27年3月13日（金曜）

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午後2時 宣告

1. 応招議員

1番 榎本 真弓	2番 森本 信明	3番 小宮山正儀
4番 土屋 春江	5番 西藤 努	6番 田中 三江
7番 橋本 昭	8番 山浦 妙子	9番 箕輪 修二
10番 宮下 典幸	11番 小池美佐江	12番 滝沢寿美雄

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 小宮山和幸 副町長 森澤光則 教育長 塩沢勝巳  
総務課長 笹井恒翁 町づくり推進課長 青井義和  
産業振興室長 中村茂弘 町民課長 羽場幸春  
農林課長 小平春幸 建設課長 武重栄吉 観光課長 今井一行  
教育次長 宮坂 晃 会計室長 市川清子  
たてしな保育園園長 中谷秀美 庶務係長 遠山一郎  
農業委員会長 宮下芳昭

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 長坂徳三 書記 伊藤百合子

散会 午後3時37分

**議長（滝沢寿美雄君）** これから3月13日、本日の会議を開きます。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンに議場固定カメラからの取材撮影を許可してあります。

お諮りします。ただいま小宮山町長から議案第48号 工事請負契約の締結についての議案1件及び同意第1号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の同意を求める件から、同意第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての同意3件が提出されています。

本日の議事日程の追加に議案の審議をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、本日の議題とすることに決定しました。

議事日程はお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 議案第5号～日程第41 議案第45号

**議長（滝沢寿美雄君）** 日程第1 議案第5号 立科町保育の必要性の認定に関する条例制定についてから、日程第41 議案第45号 立科町公の施設に係る指定管理者の指定についてまでの41件を一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認め、一括議題とします。

ただいま議題となっています案件につきましては、各常任委員会及び予算特別委員会に付託し審査されていますので、各委員長より審査結果の報告を求めます。西藤努総務経済常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈5番 西藤 努君 登壇〉

**5番（西藤 努君）** 5番、西藤です。

それでは、総務経済常任委員会審査報告を申し上げます。

当委員会に付託された案件は、18議案であります。

内容につきましては審査経過の中で申し上げます。

審査経過。

本委員会は、3月4日に付託された表記案件について、3月5日、委員会を開催し慎重に審査を行った対応は次のとおりであります。

1、議案第9号 立科町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について原案を全会一致で可決しました。

2、議案第10号 立科町課等設置条例の一部を改正する条例制定について原案を全会一致で可決しました。

3、議案第11号 立科町職員定数条例の一部を改正する条例制定について  
原案を全会一致で可決しました。

4、議案第12号 立科町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
原案を全会一致で可決しました。

5、議案第13号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
原案を全会一致で可決しました。

6、議案第46号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について  
原案を全会一致で可決しました。

7、議案第15号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について  
長野県人事委員会の勧告内容に準じた改正であるとの説明を受け、全会一致で可決しました。

8、議案第47号 特別職の職員で常勤の者等の者の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について  
原案を全会一致で可決しました。

9、議案第17号 立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について  
医療費の高騰に伴い、平均7.76%の税率改正であるとの説明を受け、所管課との連携により医療費削減に向けた取り組みのさらなる強化を要望し、全会一致で可決しました。

10、議案第18号 立科町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について  
地理空間情報の整備に伴い、関係する各種の発行手数料の追加であるとの説明を受け、全会一致で可決しました。

11、議案第19号 立科町ふるさと交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について  
原案を全会一致で可決しました。

12、議案第34号 平成26年度立科町一般会計補正予算（第10号）について  
歳入全款歳出のうち、【1款】議会費、【2款】総務費（戸籍住民基本台帳費を除く）、【5款】農林水産業費、【7款】土木費、【8款】消防費、【10款】災害復旧費、【12款】予備費

歳入については、今回の補正は町税等収入実績及び事業実績に伴う補正が主なものであり、寄附金では一般寄附金の増額、ふるさと寄附金は収入実績により基金繰入金とあわせた増額補正であるとの説明を受け、全会一致で可決しました。

歳出については、【1款】議会費

全会一致で可決しました。

**【2款】総務費**

総務管理費では、庁舎管理費で実績による工事費等の補正、基金管理経費で寄附金収入実績により、ふるさと基金及び白樺高原環境整備基金への積立金の補正、企画費では東京都清瀬市との友好交流都市協定の締結式に伴う補正であるとの説明を受け、全会一致で可決しました。

**【5款】農林水産業費**

農業費では、人・農地プラン事業で国の経済対策による給付金の前倒しに伴う青年就農給付金の補正、古町地区有害鳥獣侵入防止柵設置要望による有害鳥獣駆除対策協議会への負担金・貸付金の補正、遊休荒廃農地復旧事業実施に伴う補正、林業費では松くい虫防除対策事業費及び森林造成事業費の確定に伴う補正、土地改良費では県営ため池等整備事業牛鹿宇山地区補助金に伴う補正、その他事業の実績見込みに伴う補正との説明を受け、全会一致で可決しました。

**【7款】土木費**

道路橋梁費では、町道小学校線の詳細設計及び用地買収を新年度に着手することに伴う委託料の補正、分筆及び境界復元の測量業務委託料の補正、河川費では実績による維持管理費の補正が主なものとの説明を受け、全会一致で可決しました。

**【8款】消防費**

防災費では再生可能エネルギー基金事業経費で、事業進捗に伴う補正との説明を受け、全会一致で可決しました。

**【10款】災害復旧費。**

農林業施設災害復旧費では、農業用施設復旧経費の補正、公共土木施設災害復旧費では、河川災害復旧経費の補正との説明を受け、全会一致で可決しました。

**【12款】予備費**

全会一致で可決しました。

13、議案第38号 平成26年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

原案を全会一致で可決しました。

14、議案第39号 平成26年度立科町水道事業会計補正予算（第4号）について  
原案を全会一致で可決しました。

15、議案第42号 町有地貸付料の不納欠損に係る請求権の権利放棄について  
原案を全会一致で可決しました。

16、議案第43号 給水使用料の不納欠損に係る請求権の権利放棄について  
原案を全会一致で可決しました。

17、議案第44号 白樺高原下水道使用料の不納欠損に係る請求権の権利放棄について

原案を全会一致で可決しました。

18、議案第45号 立科町公の施設に係る指定管理者の指定について

原案を全会一致で可決しました。

審査結果。

本委員会に付託されました案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

以上です。

**議長（滝沢寿美雄君）** 委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、土屋春江社会文教観光常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈4番 土屋 春江君 登壇〉

**4番（土屋春江君）** 4番、土屋です。

社会文教観光常任委員会の審査報告を申し上げます。

付託案件につきましては審査経過の中で申し上げます。

審査経過。

本委員会は、3月4日に付託された表記案件について、3月5日、常任委員会を開催し、慎重に審査を行った対応は次のとおりであります。

（1）議案第5号 立科町保育の必要性の認定に関する条例制定について

原案を全会一致で可決しました。

（2）議案第6号 立科町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例制定について

原案を全会一致で可決しました。

（3）議案第7号 立科町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する事業制定について

原案を全会一致で可決しました。

（4）議案第8号 立科町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定について

原案を全会一致で可決しました。

（5）議案第20号 立科町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について

原案を全会一致で可決しました。

（6）議案第21号 立科町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

第6期介護保険計画に沿った介護保険料の変更、介護保険改正に基づく負担段階

6段階から9段階への移行による制定との説明を受け、原案を賛成多数で可決しました。

(7) 議案第22号 立科町商工業振興条例の一部を改正する条例制定について  
起業を考えている方を後押しする事業との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(8) 議案第23号 立科町索道事業条例の一部を改正する条例制定について  
索道施設を指定管理者による管理を行わせることができることとする改正と説明を受けましたが、時期尚早であるとして原案を賛成少数で否決しました。

(9) 議案第24号 立科町御泉水自然園条例の一部を改正する条例制定について  
原案を全会一致で可決しました。

(10) 議案第34号 平成26年度立科町一般会計補正予算(第10号)について  
歳出のうち【2款】総務費(のうち戸籍住民基本台帳費)、【3款】民生費、  
【4款】衛生費、【6款】商工費、【9款】教育費

【3款】民生費

臨時福祉給付金等給付事業に関しては、実績減による減額補正との説明を受けました。

【9款】教育費

1項教育総務費では蓼科高校育成会への通学バス及び学習塾開設に係る補助金、  
4項社会教育費では文化財包蔵地調査に係る経費について実績による減額。6項施設  
管理費では4月から12月のふるさと交流館開館実績に伴う電気料の減額との説明を受け、  
原案を全会一致で可決しました。

(11) 議案第35号 平成26年度立科町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

原案を全会一致で可決しました。

(12) 議案第36号 平成26年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

原案を全会一致で可決しました。

(13) 議案第37号 平成26年度立科町介護保険特別会計補正予算(第3号)について

介護保険事業実績は増加しているも、予算上での減額補正との説明を受け、原案を  
全会一致で可決しました。

(14) 議案第40号 平成26年度立科町索道事業特別会計補正予算(第3号)について

原案を全会一致で可決しました。

(15) 議案第41号 同和対策事業で取得した公有財産の譲渡について

原案を全会一致で可決しました。

審査結果。

本委員会に付託されました案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、西藤 努予算特別委員長、登壇の上、報告願います。

〈5番 西藤 努君 登壇〉

5番（西藤 努君） 5番、西藤です。

それでは予算特別委員会審査報告を申し上げます。

本予算委員会において審査した議案は9件であります。

内容につきましては審査経過の中で申し上げます。

審査経過。

本委員会は、3月4日に付託された表記案件について、3月6日及び3月9日に委員会を開催し、審査を行った結果は次のとおりであります。

- 1、議案第25号 平成27年度立科町一般会計予算について  
立科町議会委員会条例第15条第1項の規定により委員長裁決で可決しました。
- 2、議案第26号 平成27年度立科町国民健康保険特別会計予算について  
賛成多数で可決しました。
- 3、議案第27号 平成27年度立科町後期高齢者医療特別会計予算について  
全会一致で可決しました。
- 4、議案第28号 平成27年度立科町介護保険特別会計予算について  
賛成多数で可決しました。
- 5、議案第29号 平成27年度立科町住宅改修資金特別会計予算について  
全会一致で可決しました。
- 6、議案第30号 平成27年度立科町下水道事業特別会計予算について  
全会一致で可決しました。
- 7、議案第31号 平成27年度立科町白樺高原下水道事業特別会計予算について  
全会一致で可決しました。
- 8、議案第32号 平成27年度立科町水道事業会計予算について  
全会一致で可決しました。
- 9、議案第33号 平成27年度立科町索道事業特別会計予算について  
全会一致で可決しました。

審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

以上です。

**議長（滝沢寿美雄君）** 委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。

8番 山浦妙子君、登壇の上、願います。

**8番（山浦妙子君）** 8番、山浦妙子です。反対の立場での討論を行います。

まず初めに平成27年度一般会計予算について。

児童福祉費の児童館事業経費の財源内訳で7万5,000円が計上されています。これは夕方5時から7時までの利用料として、1時間につき150円を児童クラブ利用の世帯に求める負担金であります。将来への投資として大きく子育て支援を打ちだしている小宮山町政に逆行し、矛盾するものとして認められるものではありません。

児童クラブの目的は、小学校の放課後、また土曜日や春、夏、冬などの学校の休業中の1日の生活を継続的に保障すること、そのことを通して親の働く権利と家族の生活を守るという施設であります。

立科町の児童クラブ運営要綱第8条の開催時間は、原則として正午から午後7時までとなっています。また、その10条では保護者の負担は無料とすると明記されており、育成費は求めないものと私は解釈しています。この負担金を議論する会議には、当事者である児童クラブの保護者会の代表が参加していないと聞き、利用者側の思いが反映されていなかったことにも問題があります。

児童クラブにはひとり親家庭の児童が13人、入所、利用しています。就学援助を受けている世帯など、低賃金や不安定雇用が深刻化している子育て世代の不安定雇用が深刻化している親たちをさらに苦境に立たせるものであり、子どもの貧困対策にも逆行するものとなります。

それから、特に問題とすることは、国には児童クラブの保育料の減免措置制度がなく、経済的に厳しい家庭への配慮にかけると反対いたします。

次に、教育費の人権教育費の集会所事業の委託料15万円についてであります。今議会において議案第41号で同和対策事業で取得した公有財産の譲渡が上程され、その中に三つの集会所があり、払い下げ後の施設の維持管理は部落解放同盟立科町協議会で行うとの説明がなされました。この15万円の予算については、その説明に反するものとして反対するものであります。

なお、また、部落解放同盟立科町協議会への補助金が毎年40万円ずつ削減されているとはいえ、27年度予算についても80万円の予算計上となっており、これについては



行政がつくりだしている差別の壁として1日も早い撤廃を求めるものであります。

続いて、議案第17号 国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてと、議案第26号 国民健康保険特別会計についてです。

平成27年度の立科町国民健康保険税は平均7.76%の引き上げとして今議会に提案、上程されました。国保制度は60歳以上75歳未満の加入者の数が45.4%と高く、この年齢層の人たちは医療を必要とする度合いが高くなっています。加入者の所得状況を見ますと、26年度で加入世帯数1,258戸、そのうち所得が200万円以下の世帯は920戸で73%となっており、保険料の軽減も7割世帯が280世帯、5割世帯は192、2割軽減は165、倒産解雇も10人となっており、低所得者が多く加入している実態がうかがえます。

また、加入者の負担能力や生活実態を把握し、支払いことのできる保険税額であるかどうかの視点が国や自治体から欠落して、必要な医療費を加入者に割り振る仕組みとなっています。

このような構造的な制度となっていることから、国の適切な財政支援があつて初めて成り立つ医療保険であります。しかし、国の財政支援が立科町の場合は21.61%まで削減され、その分が加入者の保険料負担となっています。

国保は社会保障の一環であり、所得の少ない人でも安心して医療が受けられることを目的とした国民皆保険制度を支える制度であることから国が責任を負うことは当然であります。地方自治体としても退職後はほとんどの町民が加入する制度であることから、国保税の引き上げは町民全体の問題としてとらえていただきたいと考えます。

共産党の立科支部が先ごろ行ったアンケート調査でも、生活が苦しくなったと回答された方は実に回答者の87%にも上り、その理由として介護保険料と国保税の負担が大変だとお答えした方は60%にもなっています。そして、町に取り組んでほしいことの中に、介護保険料や国保税の負担軽減を望む人は48%になっておりました。町民の生活が困難さを増してきているこの時期の大幅な値上げは、国保の加入世帯にとって死活問題であることは寄せられた町民の皆さんの声として重く受けとめています。

町民の命と健康を守る視点から予算の使い方を再考し、一般会計からの繰り入れと基金の取り崩しなどにより国保税の引き上げを中止することを求めるものであります。

続いて、議案第21号 介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてと、議案第28号 介護保険特別会計予算についてです。

厚生労働省は第6期の保険料の設定に当たり、所得水準に応じてきめ細かい保険料の設定をすとして、これまでの6段階から9段階にすとし、立科町でもこれに基づいた保険料の設定が行われましたが、介護費用が増大しているもとで保険料の負担増は避けられないとして、今回値上がりとなりました。自治体が保険料の減免を行う場合の全額免除はしない、収入だけでなく預貯金なども減免条件にすこと、そして三つ目として一般会計から繰り入れはしないとする条件を国は押しつけています。

立科町の27年度介護保険料にかかわる予算は7.8%増で、平均5,450円で年額6万5,400円となり、これは住民の声に応える考え方や心に欠けるものであり、住民要求の切り捨てを合理化する根拠のない財政危機論に基づく値上げであり、認めることのできないものであります。

国から押しつけられた保険料減免の3原則については、2002年の3月19日の参議院の厚生労働委員会の場合において、三つの原則は地方自治法第245条第1項のイに当たる助言や勧告に当たり、法律上の義務はないことを当時の坂口厚生労働大臣に明言させています。よって、当立科町でも一般財源からの繰り入れと基金の取り崩しを行い、介護保険料の値上げをとりやめることを提案するものであります。

第6期の介護保険制度では、年金280万円以上の人の保健サービスの利用料が2割への引き上げ、介護施設の食費と居住費の補助の対象制限もこの8月から実施されるということです。また、少し延長はされるようですが、立科町の介護認定者のうち23%の介護認定の要支援の1と2のデイサービスと訪問ヘルパー事業が、町の実施の総合事業に移るという改悪も準備されています。

一昨日の同僚議員の質問にありました町民の幸福度につながる総務課長の答弁では、安心・安全の行政運営は住民の負担軽減であるとのことでした。この言葉どおりの施策運営に当たっていただくよう求めまして、私の反対討論といたします。

**議長（滝沢寿美雄君）** ほかに反対討論はありませんか。6番、田中三江君。

**6番（田中三江君）** 6番、田中三江です。私は議案第25号、一般会計予算書の中のページ、16ページ。歳入、款12分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金、節1児童福祉費負担金の中の一つ006児童クラブ負担金7万5,000円の徴収についてのみ反対の立場で討論いたします。

去る9日、予算特別委員会審査においての採決でも、ただいま委員長報告にもありましたように多種多様な意見があり、修正案も提出されるなど、賛否両論、賛成、反対、可否は同数となりました。

この負担金は児童館に通う児童クラブ員、小学生の夕方5時から7時までの2時間、1時間150円の負担金を徴収するもので、2時間300円ですと1カ月6,000円からの支払いが生じ、パートなどで働いている皆さんの約1日分くらいの日当となります。

現在の児童クラブ運営要綱での開催時間は正午から午後7時までとするとあり、料金は無料とすとなっておりまして。また、当町は保育料も昨年より値下げし、立科教育などさまざまな子育て支援が充実している町です。

町長の招集挨拶でも、働く親の支援、保護者の負担軽減を図るとうたっているにもかかわらず、無料であった児童クラブの料金を徴収するということは町長の掲げる子育て支援、働く親の支援の後退でもあります。

児童クラブ負担金の徴収は十分検討し、再考していただき、時間的問題もありますので、再度検討していただくことを要望し、児童クラブ負担金7万5,000円の徴収に

対してのみ反対をするものです。

申し上げましたように、私は当初予算全体を反対するものではありません。当初予算には子育て支援の充実を図る予算や地域産業の振興を進める予算等、骨格予算とはいえ、第5次振興計画スタートに当たっての予算がしっかり計上されておりますので、ただいま申し上げました児童クラブ負担金徴収のみ反対でありますので、この部分のみの反対討論として採決には加わらないことを申し上げ、退席をさせていただきます。

**議長（滝沢寿美雄君）** 田中議員、まだ早いと思います。一般会計の予算の採決のときに退場してください。

ほかに反対討論ございますか。7番、橋本 昭君。

**7番（橋本 昭君）** 7番議席、橋本 昭です。

議案第23号 立科町索道事業条例の一部を改正する条例制定について及び議案第25号 平成27年度立科町一般会計予算について、反対の立場で討論いたします。

索道事業条例の一部を改正する内容は、索道事業全てを指定管理者とすることができるものであります。本改正は広報たてしなを通じて町民の皆様にも明らかにされました。有識者による索道事業（スキー場）あり方研究会議の答申の内容を受けてとの説明であります。

町長はこの答申に対して12月定例会においてこの答申をもとに今後具体的に町民的な議論をして索道事業の改革を図ると方針を示されました。本定例会においても町長はこの答申を尊重し、町として具体的な内容の検討をしているところであり、議員によるいわゆる町民的議論を重ねて研究会議からの答申を受けたが、今議会でもさらなる活発な議論、また町民自身の選挙公約にも掲げており、まさに町民的な議論による方向づけを期待している、と招集の挨拶で述べられました。

そこで、反対せざるを得ない理由を申し上げますが、町民の皆様にご理解いただけるよう若干お時間をいただき、詳しく3点お話しいたします。

第1点目は、研究会議の答申の中身についてです。索道事業については、保守管理並びに運行業務に関しては経験豊かな技術者を擁する民間セクターに指定管理者制度に委ねることが望ましい。しかしながら、経營業務については指定管理者制度を図っても有効な対策にはならないとして、通年の複合ビジネス、本格的な民営活用、民活を勧めるとの答申でありました。

さらにオールシーズンでのリゾート事業によって索道事業が持続可能になって初めて、指定管理者制度による索道施設の保守管理並びに運行業務もそのリゾート事業の中に取り込まれる形で展開可能となるとし、結びとして索道事業は進行形のビジネスであり、早期に方針を定め、計画的に的確な手を打つことが必要であると述べ、次が本答申の最も重要なところでありますが、その第一歩としては全期すなわち通年の複合ビジネスによる補填となる高原の駅事業について精査することによって見通しをつけ、可能性を検討、確認することが重要と考えます、と結んでおり、指定管理者の議

論はその後の問題であるとしております。

要約して結論をいえば、通年型リゾート事業の可能性を、まずは早く検討し、その可能性を探って、それから索道事業の技術的な管理運営業務は指定管理者制度で行うことを検討するように、との答申であるということであります。

これに対して今般の改正提案は答申の内容を浅く読み、短絡的に一部を取り上げ、索道事業全てを指定管理者制度にできるような改正内容であり、答申内容を反映していない、まさしく拙速ともいえる改正であると指摘申し上げます。

2点目は冒頭に申し上げましたとおり、町長は12月に答申を受け、町民的議論をさらに深める。この3月のこの時期において具体的な内容を検討しているところである、としている中で検討の中身も示さず、唐突に指定管理者制度ができる条例改正を提案しております。答申にあるようにリゾート事業の方向性を早期にしっかりと定め、その内容を明らかにした上で、指定管理者制度等を含めてのさらなる町民的議論がなされ、その結論を持って次に条例改正等の提案がされるのが、行政が行う事務事業の道筋であります。

さらに申せば、指定管理者制度ができるようにする意図で条例の改正が提案されておりますが、これが議会で採択されますと指定管理者制度になる、「できる」が「なる」ことを議会が認めたという誤った情報が町の中に拡散し、不安と混乱を招き、町もまっしぐらに指定管理者の候補の選定等答申の内容とかけ離れた検討を始めるおそれがあると申せます。

以上が反対する理由であります。答申を受けてはや4カ月を経過しようとしています。スキーシーズンも3月いっぱいまで終わり、今冬のように雪が豊富な年でも決まりは決まりで3月末に終わらなければなりません。これが弾力性のない臨機応変型の経営ができない行政型の経営であり、民間経営であるならばと考えるところであります。

私は、一昨日の一般会計で町を創生する新会社を立ち上げ、その一つの事業として索道事業の指定管理者になる構想を提案しております。町民の皆様、議員各位におかれましても、索道事業についてはさまざまなお考えがあろうかと思えます。年月をかけてようやく研究会議から将来への指針が示されました。町長が事あるごとに言われる何も手を打たなければ崩壊の時期が迫ってくるのではなく、その指針に基づき透明度のある町民共有の明確な方針づけを行い、まず一步前進することが今まさにやらなければならないことだと申し上げておきます。

議員各位におかれましてもこれまでの質疑を踏まえ、再度答申内容を精査されご判断いただくことを願い、議案第23号 立科町索道事業条例の一部を改正する条例制定について反対いたします。

次に、議案第25号 平成27年度立科町一般会計予算についてであります。

歳入予算の民生費負担金の児童福祉費負担金の中に、児童クラブ負担金 7万5,000

円が計上されております。これは児童クラブ員が午後5時以降7時までの間、児童館を利用して児童クラブを運営するために、クラブ員に1時間当たり150円を利用料として求めるものと説明がありました。この利用料を求める根拠として、現状は児童クラブの開催時間を正午から午後7時とし、保護者が負担するクラブ育成費を無料と定めている立科町児童クラブ要綱を、これを改正し、対応しようとしております。町が定める要綱には議会が関与できず、すなわち議会での議論を経ずに町単独で定めることができます。

児童クラブは児童館を利用し、開催されておりますが、議会の議決を要する立科町児童館条例においては児童館の使用料は無料と定めております。児童クラブ員の負担する利用料の性格が何か、行政側の解釈と相違があるところではありますが、今般の児童クラブ負担金は児童館の使用料と解釈され、児童館条例の使用料を無料とする定め  
の改正が不可欠であります。これにより事前に議会が本問題にしっかりと関与し、議会での議論の上での負担の是非が検討されることとなります。

しかしながら、本改正はこの手続を経ず、既に2月12日付の小学校を通じて保護者に通知され、寝耳に水という保護者からご連絡により知り得た内容でありました。保護者の皆様からすれば議会が認めたという印象を持っておられると思われ  
ます。

さきの一般質問においても議論いたしました。教育長は負担金が地方自治法第288条に定める分担金、使用料、加入金及び手数料に該当しないがゆえに、同法第96条の議会の議決を要する要件ではなく、議会の議論を求めないとして  
おります。自治法第288条の字面を見れば、負担金は該当しませんが、保育料も条例では負担金として  
おります。教育長の主張は成り立たないというのは歴然としております。

町みずからが町民に対しては利用料として徴収すると書面で案内し、町自身も使用料と認識しており、予算計上の形式として単に保育料と同様に負担金としているわけ  
であります。問題は名目でなく、町の子育て支援の政策における児童館の設立趣旨を踏まえ、県から27年度138万円余の交付金を得て運営されている中で、町民の何の内容の負担を求めるか  
であります。負担金か使用料か、負担金か、疑わしきは罰せずのとおり、いずれにしても町民に負担を求める内容であり、自治法第96条に基づき議会に諮るのがまさしく王道であると断言いたします。

負担の是非については、先ほど2人の同僚議員の反対討論においてもさまざまなご意見があり、この場では多くは申しませんが、町民の皆様が納得する不公平は公平であるといえ、平等公平を主張されるならば、例えば立科町に在住し、町外の高校に通  
っておられる高校生に対しての支援については、多くの不公平があると指摘したいと思  
います。

平成27年度一般会計予算の修正案が予算特別委員会で可否同数で否決されましたが、額は少額でも内容は重い問題であることを行政は認識され、予算が仮に計上されたとしても徴収の是非については再度議会に諮り、その結論を得るまで徴収しないことを

求めるとともに、議員各位におかれましても本内容は強くいえば議会無視の内容であると、議会軽視の内容であると指摘し、慎重なる判断をされるようお願い、以上2議案に対する反対討論とします。

最後に、議案第34号 平成26年度一般会計補正予算の債務負担行為補正であります。社会福祉法人ハートフルケアたてしなの事業資金借入金に対する損失補償の額の限度額を19億円及び利息とするものであります。返済期間が32年という長期であり、年々補償額は減額するものの、その間、経済社会情勢は目まぐるしく変化するものと考えられます。社会福祉法人であり、県が厳しく監査するとしておりますが、監査は結果を見るものであり、将来を予測した監査を行わないと考えます。また、県が損失を補償してくるものでもありません。

したがって、町にとって将来的に重要な施設であるがゆえに、多額の損失補償に対して町民の信託を得た議会が何らかの形で関与することが不可欠であります。今後、町、議会が本件について緊密な連絡、情報交換ができる場を設定することを求め、反対の討論と申し上げます。（拍手）

**議長（滝沢寿美雄君）** ほかに反対討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。4番、土屋春江君、登壇の上、願います。

**4番（土屋春江君）** 4番、土屋です。

私は、議案第23号 立科町索道事業条例の一部を改正する条例制定について、委員会は賛成少数で否決でした。私個人の意見を述べさせていただきます。

今回、上程の一部改正は将来索道事業について指定管理者制度による管理ができることとする事業改正であります。索道事業は平成15年に赤字に転じ、平成20年代以降毎年1億円を超える欠損が続いており、今後数年で留保金が底をつき、索道事業特別会計は破綻してしまう状況であります。

経営が赤字に転じ10年余りが経過、この間経費節減に努めながら索道事業経営改善委員会が開催され、索道事業に特化した経営では限界であり、思い切ったてこ入れが必要である。平成25年度決算報告においても、監査委員さんから索道事業についてはあらゆる手段を講じて経費の節減に努めてきたが、収益改善のきざしは見当たらない。このままの状態では事業を継続するには経営的に困難である。関係者全員が町民の貴重な財産を守らなければならないという固い決意と危機感を持ち、一刻も早い対応が必要であると報告されております。

その後、索道事業（スキー場）あり方研究会議になされ、保守管理運行業務に関し指定管理者が適切であり、索道事業の存続は町の観光事業にとって極めて重要な課題であるので、通年型の複合事業への取り組みが必要であり、早期に方針を定め計画的に手を打つ必要があると町長に答申されました。

この間、議会、地元立科区説明報告会、広報にて周知をし、答申を尊重し進めると  
いう方針を示しております。当町の重要な産業である観光、この推進のためにも迅速  
な対応をすべきであると考え、立科町索道条例の一部を改正に賛成するものです。

(拍手)

**議長（滝沢寿美雄君）** ほかに賛成討論はありますか。1番、榎本真弓君。

**1番（榎本真弓君）** 1番、榎本真弓です。

平成27年今議会に上程されました全案件に対し、賛成の立場で討論いたします。

町長招集の挨拶において今定例会は骨格予算との位置づけで、4月から始まる第  
5次振興計画の基本目標に基づき上程されました。平成27年度一般会計における事業  
のうち権現の湯の設備修繕工事や、外装塗装、福祉風呂、ろ過器などに総額1,176万  
4,000円を計上、クラインガルテン外装塗装工事では、418万円計上、森林公園の事業  
拡大の設備工事では500万円計画、御泉水自然園ビジターセンターのデッキの改修工  
事291万2,000円計上、災害対策のために防災行政情報を速やかに伝達する防災行政無  
線整備事業は総計4億4,490万円計上、そのほか通勤通学路線の改良拡幅のための予  
算、消防団活動の推進をする予算などが計上され、一般会計歳入歳出予算総額46億  
1,900万円と定めるものです。

今、国からの地方創生のうねりが大きく動き出しました。地方創生は人口増加だけ  
のものでもなく、経済成長のことだけでもない。私は地方創生とは経済成長を追うあ  
まりに横に置かれてきた各地域の特色を本筋に戻し、それを生かし、生活の質の豊か  
さを追求することと考えます。よって、立科町の特色を生かした骨格予算として編成  
されたものと考え、各案件に対し賛成といたします。

次に、立科町索道事業条例の一部を改正する条例制定については、大いに賛成する  
ものであります。索道事業はこれまでも積極的に経営改善に努めてきており、1年、  
2年と検討会においても十分に審議がなされてきました。しかしながら、その間明確  
な改善策が見つからず、次の行動に移せず、期待する改善が見られなかったのは皆様  
ご承知のとおりであります。広報たてしな1月号に全文掲載された立科町索道事業  
(スキー場等)の経営に関する答申ではいろいろなご提案もいただいております。私  
の最も重視するところは、索道事業は現在進行形のビジネスであるために時間の経過  
とともに損失が重なっていくことは自明で、したがって早期に方針を定め、計画的な  
手を打つことが必要です、というところであります。

条例改正の内容は、管理の委託を指定管理者による管理に改め、一部を「委託する  
ことができる」を附帯事業を指定管理に「行わせることができる」に改めるというで  
きる規定です。これによって委託できる幅が広くなり、民間感覚の経営体系が導入さ  
れるチャンスが生まれてくると考えます。

白樺高原の住民は地元説明会や新聞報道に心配の声もありました。しかし、多くの  
住民は将来に向けて心躍らせ、希望を持ちました。「さあ、いよいよ動き出す。どう

変わるのか」と期待や夢が大きく膨らみました。そして過日、委員会審議に6人もの傍聴者が訪れました。どんな話がなされるのか、興味を持って傍聴したそうです。この行動こそ次への期待のあらわれと称賛するものです。しかしながら、これからグレンデがどのように変わるのか、期待して傍聴に来た。けれど委員会ではゼロに戻る結果を目の前で見てがっかりした。むしろ怒りを感じた。議員たちは危機感が全くない。何を考えているんだと、大変な剣幕でした。とにかく、今のグレンデをよくしてほしい、できることは何でもやってほしいとのことでした。

今回の条例改正は時期尚早でも切迫などでも全くありません。答申にありました時間の経過とともに損失が重なっていくことは自明であり、市川監査委員殿からも索道事業は関係者全員が町民の貴重な財産を守らなければならないという固い決意と危機感を持ち一刻も早い対応が必要であると、毎年厳しいご指摘をいただいていたではありませんか。

私はいよいよその動きが始まったと条例改正と真剣に受けとめております。このたびの改正に当たり、小宮山町長は索道事業の継続を公約として掲げ、臨まれると覚悟の表明をされました。私は次の行動につながる期待をしています。そして、議員としてその方向を見定める責任があります。本日の採決は立科町の将来に重大な影響を及ぼす大きな曲がり角に立っています。

議員の皆様、反対は反対した責任を持って臨んでいただきたい。賛成は賛成の行動で立科町発展のためにこれから進む後押しになる原動力となっていただきたい。勇気を持って委員会に傍聴に来た住民の期待を裏切らないでいただきたい。今後の立科町に大きく影響する索道事業の行く末を見定めて腹を据えて採決に臨んでいただきますよう重ねて、重ねてお願い申し上げます。

以上、全案件に対し賛成討論といたします。（拍手）

議長（滝沢寿美雄君） ここで暫時休憩といたします。

再開は3時25分からです。

（午後3時09分 休憩）

（午後3時25分 再開）

議長（滝沢寿美雄君） 休憩前に戻り議事を再開します。

これから日程第1 議案第5号 立科町保育の必要性の認定に関する条例制定についてから、日程第12 議案第47号 特別職の職員で常勤の者等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてまでの12件を一括採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕



異議なしと認めます。したがって、議案第5号 立科町保育の必要性の認定に関する条例制定についてから、議案第47号 特別職の職員で常勤の者等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてまでの12件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13 議案第17号 立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案の採決は起立により行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

長坂事務局長、確認願います。

起立多数です。したがって、議案第17号 立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第18号 立科町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第16 議案第20号 立科町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例制定についてまでの3件を一括採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第18号 立科町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてから、議案第20号 立科町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例制定についてまでの3件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17 議案第21号 立科町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案の採決は起立により行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

局長、確認願います。

起立多数です。したがって、議案第21号 立科町介護保険条例の一部を改正する条例制定については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第18 議案第22号 立科町商工業振興条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第19 議案第23号 立科町索道事業条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は否決です。

したがって原案について採決します。議案第23号 立科町索道事業条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

局長、確認願います。

起立多数です。したがって、議案第23号 立科町索道事業条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

次に、日程第20 議案第24号 立科町御泉水自然園条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第21 議案第25号 平成27年度立科町一般会計予算についてを採決します。

本案の採決は起立により行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

局長、確認願います。

起立多数です。したがって、議案第25号 平成27年度立科町一般会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第22 議案第26号 平成27年度立科町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

本案の採決は起立により行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

局長、確認願います。

起立多数です。したがって、議案第26号 平成27年度立科町国民健康保険特別会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第23 議案第27号 平成27年度立科町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第27号 平成27年度立科町後期高齢者医療特別会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第24 議案第28号 平成27年度立科町介護保険特別会計予算についてを採決します。

本案の採決は起立により行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

局長、確認願います。

起立多数です。したがって、議案第28号 平成27年度立科町介護保険特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第25 議案第29号 平成27年度立科町住宅改修資金特別会計予算についてから、日程第29 議案第33号 平成27年度立科町索道事業特別会計予算についての5件を一括採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第29号 平成27年度立科町住宅改修資金特別会計予算についてから、議案第33号 平成27年度立科町索道事業特別会計予算についてまでの5件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第30 議案第34号 平成26年度立科町一般会計補正予算（第10号）についてから、日程第36 議案第40号 平成26年度立科町索道事業特別会計補正予算（第3号）についてまでの7件を一括採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第34号 平成26年度立科町一般会計補正予算（第10号）についてから、議案第40号 平成26年度立科町索道事業特別会計補正予算（第3号）についてまでの7件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第37 議案第41号 同和対策事業で取得した公有財産の譲渡についてから、日程第41 議案第45号 立科町公の施設に係る指定管理者の指定についてまでの5件を一括採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第41号 同和対策事業で取得した公有財産の譲渡についてから、日程第41 議案第45号 立科町公の施設に係る指定管理者の指定についてまでの5件は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第42 議案第48号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第42 議案第48号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。笹井総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 笹井 恒翁君 登壇〉

総務課長（笹井恒翁君） 議案第48号 工事請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、次のとおり請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものでございます。

議案書をごらんいただきたいと思います。

1、契約の目的

平成26年度 立科小・中学校体育館非構造部材耐震補強工事

2、工事箇所

立科小学校及び立科中学校

3、請負金額

1億3,284万円

4、契約の相手方

立科町大字芦田 三矢工業株式会社

本件につきましては、平成26年度立科小学校、立科中学校体育館非構造部材耐震補強工事の請負契約について議決をお願いをするものでございます。

指名業者につきましては、東信地域に本社のある業者から9社を指名をいたしました。三矢工業株式会社が落札をいたしまして契約を締結するわけでございますが、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例により、5,000万円以上の工事の請負は議会の議決が必要であることから、提案を申し上げます。

よろしくご審議の上、議決いただきますようお願いをいたします。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案の採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第48号 工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

◎日程第43 同意第1号

**議長（滝沢寿美雄君）** 日程第43 同意第1号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の同意を求める件を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。小宮山町長、登壇の上、願います。

〈町長 小宮山 和幸君 登壇〉

**町長（小宮山和幸君）** 同意第1号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の同意を求める件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

辺地とその他の地域との間における住民の生活水準の著しい格差の是正を図る財政上の特別措置が講じられる辺地対策事業を実施する市町村は、辺地にかかる公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定によりまず議会の議決を経て公共的施設の総合整備計画を定め、県知事と協議し、法務大臣、総務大臣に提出することとなっております。

今回、平成26年度から平成28年度までの総合整備計画の第1次変更につきまして議会の同意を求めるものであります。

内容につきましては、担当よりご説明を申し上げます。

**議長（滝沢寿美雄君）** 青井町づくり推進課長。

**町づくり推進課長（青井義和君）** それでは、私のほうから変更の内容についてご説明をいたします。総合整備計画書をごらんいただきたいと思います。

2、公共的施設の整備を必要とする事項の項で、樽ヶ沢温泉足湯施設整備事業の次に、御泉水自然園整備事業及び白樺湖畔整備事業を追加するものでございます。

御泉水自然園整備事業は、風雪により傷みの激しい施設の改修、高齢者や障がい者への対応のための施設整備及び外国人旅行者の受け入れ環境の整備等の事業、また、白樺湖畔整備事業につきましては、白樺湖東岸にジョギング併用の遊歩道を整備するものであります。

いずれも魅力的な観光地づくりを行い、観光客の集客の増加によります地域の活性

化を図るものでございます。

以上2点、変更の内容となります。

以上になります。

**議長（滝沢寿美雄君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。7番、橋本 昭君。

**7番（橋本 昭君）** 7番、橋本です。内容を質問することではなくて、総合整備計画書の2の「公共的施設の整備を必要とする事情」となっておりますけれども、修正をいただきます。

**議長（滝沢寿美雄君）** 事情、漢字。字の。これ事業だね。どうします。

**7番（橋本 昭君）** 事情なの。

**議長（滝沢寿美雄君）** 事情でいいんですか。

**7番（橋本 昭君）** 事情でいいのか。失礼しました。

**議長（滝沢寿美雄君）** ほかに質疑ございませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

お諮りします。本件はこれを同意することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第1号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の同意を求める件については、同意することに決定をいたしました。

#### ◎日程第44 同意第2号

**議長（滝沢寿美雄君）** 日程第44 同意第2号 立科町固定資産評価委員会委員選任について同意を求める件を議題とします。

議案書の朗読を願います。長坂事務局長。

**議会事務局長（長坂徳三君）** 同意第2号 立科町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件。

次の者を立科町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

住所 立科町大字宇山354番地。

氏名 立野孝一。

生年月日 昭和22年8月25日。

平成27年3月13日提出。

立科町長 小宮山和幸。

以上です。

**議長（滝沢寿美雄君）** 本案について、提出者の説明を求めます。小宮山町長、登壇の上、願います。

〈町長 小宮山 和幸君 登壇〉

**町長（小宮山和幸君）** 同意第2号 立科町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求めめる件について、提案理由のご説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会の定員は3名であります。選任の時期はそれぞれ異なっておりますが、委員の立野孝一氏はこの3月末日をもって任期満了となります。後任に再度、立科町大字宇山351番地、立野孝一氏を固定資産評価審査委員に推薦いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

立野氏は現在、土地家屋調査士、行政書士の職業にあり、土地家屋に関する専門家として知識と経験が豊富で、固定資産評価審査委員として適任でありますので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

任期は平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間です。

よろしくご審議の上、ご同意をお願い申し上げます。

**議長（滝沢寿美雄君）** これから本件についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件について採決をします。この採決は起立により行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

確認願います。

全員起立です。したがって、同意第2号 立科町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求めめる件については、これに同意することに決定しました。

◎日程第45 同意第3号

**議長（滝沢寿美雄君）** 日程第45 同意第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

議案書の朗読を願います。長坂事務局長。

**議会事務局長（長坂徳三君）** 同意第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつ

いて。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので議会の意見を求める。

住所 立科町大字芦田3001番地。

氏名 笹井 隆。

生年月日 昭和23年3月23日。

平成27年3月13日提出。

立科町長 小宮山和幸。

以上です。

**議長（滝沢寿美雄君）** 本案について、提出者の説明を求めます。小宮山町長、登壇の上、願います。

〈町長 小宮山 和幸君 登壇〉

**町長（小宮山和幸君）** 同意第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案説明をいたします。

このたび、人権擁護委員の浦野健司さんが平成27年6月30日をもって任期満了となります。人権擁護委員は人権擁護委員法第6条3項の規定によりまして、私が候補者について議会の意見を聞き、法務大臣に推薦することになっております。ついでには次の者を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

笹井隆さんは、現在66歳で長年にわたり長野県職員として公職に勤務され、誠実にして卓越した見識を持ち、社会的信用も兼ね備えており、人権擁護委員としてまことに適任であり、推薦を申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意いただきたくお願い申し上げます。

**議長（滝沢寿美雄君）** これから本件についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件について採決をします。

この採決は起立により行います。本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

局長、確認願います。

全員起立です。したがって、同意第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてはこれに同意することに決定しました。



◎日程第46 発議第1号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第46 発議第1号 立科町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。7番、橋本 昭君、登壇の上、願います。

〈7番 橋本 昭君 登壇〉

7番（橋本 昭君） 発議第1号 立科町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について、提案の理由をご説明いたします。

別紙をごらんいただきたいと思います。

立科町議会委員会条例の一部を改正する条例。

立科町議会委員会条例の一部を次のように改正する。第2条第1号中、「町づくり推進課」を「総合政策課」に、「建設課」を「観光課」に改め、同条第2号中、「社会文教観光常任委員会」を「社会文教建設常任委員会」に、「産業振興室・町民課・観光課及び」を「町民課・建設課及び」に改める。

附則、この条例は平成27年4月1日から施行する。

今般の改正提案は、立科町課等設置条例の一部を改正する条例において、町づくり推進課が総合政策課に改められ産業振興室がなくなったため、議会常任委員会が所管する課を各課の事務事業の内容、関連性、議案等の提案件数を考慮し、常任委員会の委員会名の改正並びに一部課の所管を変更するものであります。

改正内容は先ほど申し上げましたとおりでございますので、ご審議の上、採択賜りますようお願い申し上げます。

議長（滝沢寿美雄君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第1号 立科町議会委員会条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

◎日程第47 発議第2号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第47 発議第2号 委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の調査とすることにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、各委員会からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程を全部終了しました。

以上をもちまして会議を閉じます。

平成27年第1回立科町議会定例会を閉会とします。大変ご苦労さまでした。

（午後3時58分 閉会）